

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業者及び事業所の概要

事業者法人・代表者名	赤穂市 赤穂市長 牟禮 正稔
事業の種類	居宅介護支援
事業所名	赤穂市訪問看護ステーション
事業所の所在地	678-0239 赤穂市加里屋3289番地1 TEL 0791-43-8457 ※不在時は携帯電話に転送となります。 FAX 0791-43-6464 URL https://www.amh.ako.hyogo.jp
施設長氏名	坂本 由規子
管理者	北川 ひろ子
開設年月日	平成12年4月1日
指定事業所番号	2864390022
サービス提供地域	赤穂市
営業日及び営業時間	平日（月曜～金曜 午前8：20～17：05） 休業日 土・日曜祝祭日（12月29日～1月3日）

2 当事業所の方針

当事業所の介護支援専門員は、看護師として在宅医療・福祉の経験を積んできたスタッフです。ご利用者さまからの依頼によって公正にサービス調整を行い援助するとともに、地域の各種サービス提供機関と連携をとりながら、要介護者及びご家族の方が安心して豊かな生活ができるようお手伝いをしていきたいと考えています。

3 事業所の職員体制

職 種	資 格	人 員	備 考
管理者	主任介護支援専門員 看護師	1名	常勤兼務
介護支援専門員	看護師	1名	非常勤
事務担当職員		1名	非常勤

4 利用料金

居宅介護支援サービス計画については、ご利用者の自己負担はありません。
通常の実施地域以外の居宅訪問に要した交通費については、実費相当額の自己負担が必要となります。

5 利用について

（1）利用方法

お電話での申し込みまたは、赤穂市訪問看護ステーションにて直接お申し込みください。
契約を締結したのち、ケアプランを作成いたします。

（2）身分証明書の携行

介護支援専門員は身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族から求められた時は身分証明書の提示を行います。

(3) 入院時における医療機関との連携について

入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供していただきます。
また、入院等されたことを、介護支援専門員にもご連絡くださいますようお願いいたします。介護支援専門員は、入院中及び退院後の生活も見据えた情報提供を本人・家族の同意の上、医療機関に提供します。

(4) 公正中立なケアマネジメントについて

サービス利用開始時等にケアプランを作成します。その際位置付ける居宅サービス事業所が複数あれば、必ず、事業所の特徴等をふまえて紹介し説明します。
その中から、ご利用者様に合った居宅サービス事業所をお選び下さい。
当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の利用状況は別紙のとおりです。

(5) 高齢者虐待防止について

- ①訪問時に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その内容についてステーション内で共有を図ります。
- ③事業者は次のとおり虐待防止責任者を定めます。施設長 坂本 由規子

(6) ハラスメント対策について

ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(7) 感染症対策について

- ①職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(8) 業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(9) 利用終了

- ①ご利用者様のご都合でサービスを解約する場合
終了する1週間前までに文書でお申し出くださればいつでも解約できます。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の

居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用様が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用様がお亡くなりになった場合

④その他

ご利用様やご家族などが当事業所や当介護支援専門員に対して性的言動、優越的な関係を背景とした言動等のハラスメントにより就業環境が害されるなど、本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6 相談窓口・苦情処理

ご 相 談 窓 口	ご 利 用 時 間 と ご 利 用 方 法
赤穂市訪問看護ステーション (坂本 由規子)	ご利用時間 平日 午前8時20分～午後5時5分 休業日 土日曜祝祭日(12月29日～1月3日含む) ご利用方法 電話 0791-43-8457 面接 赤穂市訪問看護ステーション
当事業所以外に公的機関にも 苦情申出ができます	赤穂市役所 医療介護課 介護保険係 電話番号 0791-43-3201 (代)
	国民健康保険団体連合会 神戸市中央区三宮1丁目9-1-1801号 電話番号 078-332-5601 (代)

サービスの契約にあたり上記のとおり説明いたします。

令和 年 月 日

居宅サービス事業所 赤穂市訪問看護ステーション
住 所 赤穂市加里屋3289番地1
説明者

上記の内容について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

代理人又は立会人 住 所

氏 名